

○那珂川市市民課窓口等への広告付窓口用封筒の設置に関する要綱

(令和元年 10 月 25 日要綱第 16 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民課等の窓口において使用する広告付窓口用封筒（以下「封筒」という。）の無償提供の受入及び当該封筒の設置について必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

第 2 条 市長は、封筒の提供者（以下「提供者」という。）に対し那珂川市広告事業実施要綱（平成 18 年要綱第 23 号の 1。以下「要綱」という。）第 4 条及び第 5 条並びに那珂川市広告掲載基準（平成 18 年基準第 1 号）第 2 条及び第 3 条の規定を封筒に掲載することができる広告の基準として示すものとする。

(募集及び申込み)

第 3 条 提供者の募集は、公募により行う。

2 前項の規定による公募は、那珂川市公式ホームページその他市長が必要と判断した方法により行うものとする。

3 封筒を提供しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告付窓口用封筒無償提供申込書（様式第 1 号）及び誓約書（様式第 2 号）により、市長が指定する期日までに市長に申し込むものとする。

(提供者の選定)

第 4 条 市長は、前条の規定による申込みがあり、申込者が次の各号に掲げる要件を満たすときは、当該申込者を提供者として審査し選定する。

(1) 広告に関する企画、宣伝、製作等の業務を行っている業者であること。

(2) 封筒を製作し無償提供することについて、官民又は市内外を問わず誠実に履行した実績があること。

(3) 那珂川市指名競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱（平成 23 年要綱第 9 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

(6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(7) 那珂川市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 15 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当する者でないこと。

(8) その他法令等を遵守すること。

2 前項の規定により申込者を審査した場合は、その結果を広告付窓口用封筒無償提供受理（不受理）決定通知書（様式第 3 号）により通知する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、複数の申込者が要件を満たすときは、抽選により提供者として選定するものとする。

（協定書の締結等）

第 5 条 前条の規定により提供者を選定した場合は、市長は、選定した提供者と封筒の製作及び無償提供に関する協定を締結するものとする。

2 封筒の使用期間は、1 年間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、使用期間を伸縮することができる。

（広告内容の変更）

第 6 条 市長は、広告の内容又は広告主が法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又は第 2 条の規定により提供者に対して示した基準に違反していると認めるときは、提供者に対し、広告の内容の変更を求めるものとする。

（経費の負担）

第 7 条 封筒は、提供者の負担によって製作し、提供するものとする。

（協定の解除）

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 5 条の規定により締結した協定を解除することができる。

(1) 協定締結後に生じたやむを得ない事情により、封筒の受領に支障が生じた場合

(2) 提供者が封筒を定められた期日までに納入しなかった場合

(3) 提供者が法令等に違反する等封筒の提供者として市長が不相当と認める場合

(4) 提供者が要綱第 10 条第 3 項の規定による解決を広告主に対し指示しなかった場合

2 提供者は、前項の規定により協定が解除された場合であって、封筒の提供を既に行っているときは、速やかに封筒を回収しなければならない。

（封筒の使用中止）

第 9 条 市長は、業務上支障があるときその他特に必要があると認めるときは、封筒の使用を中止することができる。この場合において、市長は、費用の負担その他の補償は行わないものとする。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。